

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料月額、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

2 前項の規定に関わらず、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼ねる役員については、給与規程に基づく給与を支給するものとし、役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日については、職員の例による。

(給料月額)

第4条 常勤の役員の給料は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 1,153,000円以内で理事長が定める額
- (2) 副理事長 月額 1,006,000円以内で理事長が定める額
- (3) その他理事 月額 852,000円以内で理事長が定める額

2 神奈川県職員が、理事長の要請に応じて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合の給料の額は、前項の規定にかかわらず、役員となるため退職した日における神奈川県職員としての給与額を基礎として、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給方法については、職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員（基準日に任命された役員（基準日前日に役員であった者が引き続き役員に任命された場合を除く。）を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき給料月額並びに給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 第2項の期末手当の額を定めるに当たっては、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。
- 5 理事長は、職員の例により、役員の期末手当を一時差し止めることができる。

(非常勤役員の報酬)

第7条 非常勤役員報酬は、日額37,600円とする。

- 2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月まで報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により支給する報酬の額は、日割りによって計算する。
- 5 前項の日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その金額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行した場合は、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(実施規定)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 理事長は、役員の報酬について第4条から第7条までの規定による報酬を支給することが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定に

より算出される報酬の額の範囲内で、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月25日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 令和2年6月及び12月の期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月17日から施行し、第6条第2項は令和4年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月17日から施行し、第4条第1項は令和5年4月1日から、第6条第2項は令和5年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月17日から施行し、第4条第1項は令和6年4月1日から、第6条第2項は令和6年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年1月17日から施行し、第4条第1項は令和7年4月1日から、第6条第2項は令和7年12月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。